

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：此花区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月 4 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	仕様書について改善を求めたもの 今回の監査の調査対象契約である、此花区役所の令和 6 年度の宿日直職員用寝具等の借入契約は、4 月 1 日から 1 年間の契約期間であり、仕様書では、毛布を含めた寝具一式を通年借り入れ、月に 1 回の交換を行うこととされている。 この契約に関する書類を確認したところ、契約当初に毛布を含めた仕様書に沿った寝具一式を借り入れ、契約書どおりに定められた金額が支払われていたが、毛布については、交換が行われていない月があった。 此花区役所によると、寝具の借入れは毎年行っており、毛布については、基本的に夏季は不要であることから、例年、その旨を契約相手方に伝えた上で引き取らせていたが、仕様書の見直しは行っていないとのことであった。 【指摘事項】 此花区役所は、関係職員に対し、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があることを、改めて周知されたい。また、宿日直職員用寝具の借入契約に当たり、季節による必要性を踏まえるなど仕様書の内容を十分に精査の上、実際の運用に合わせた仕様書に見直されたい。	関係職員に対し、仕様書作成の重要性を認識した上で、仕様書は適切に作成しなければならないこと及びその内容に基づき履行確認を行う必要があること、また、例年の発注案件であっても仕様書の見直しを適宜行うよう、令和 8 年 2 月 20 日に改めて周知した。 令和 8 年度宿日直職員用寝具の借入れに当たり、仕様書の内容を十分に精査し、季節による必要性を踏まえて 4 月から 10 月は毛布を不要とするよう実際の運用に合わせた仕様書に見直した上で、当該仕様書により令和 8 年 4 月 1 日付けで契約を締結した。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日